

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		小児救急医療対策費補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人尾北医師会		代表者名	会長 今井英夫		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市小児救急医療対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		休日の小児医療を広域的に実施している機関は他にはないため。（尾北医師会、岩倉市医師会管内の3市2町（犬山・江南・岩倉・大口・扶桑）で補助金を交付）					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		急を要する疾病等の小児患者が、休日においても適切な医療を受けることを可能とすることで地域の子どもの健康と生命の安全が確保される。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		1,414,000 円	1,420,000 円	1,438,000 円	1,434,000 円		
		(1,414,000 円)	(1,420,000 円)	(1,438,000 円)	(1,434,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		尾北医師会が江南厚生病院内に開設している子ども医療センターで実施する小児救急医療（小児科開業医による休日（日曜・祝日）昼間の小児1次救急医療の実施）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		26,544,966,213 円			
		うち補助事業全体の経費		10,412,166,313 円			
		うち補助対象経費		9,919,500 円			
		補助対象経費の内訳		給与費		9,919,500 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		3市2町で人口や受診者実績に応じて補助額を算定。均等割30%、人口割35%、実績割35%			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		急を要する疾病等の小児患者が、休日においても適切な医療を受けることを可能とすることで地域の子どもの健康と生命の安全が確保された。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		2,476,223,380 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		不明			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和3年度の実績に基づき作成しています。